

緊急事態宣言解除後の当面の文化施設等の開館時間等について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

令和3年3月18日付け「段階的緩和期間における東京都の対応」に基づき、3月22日（月）から3月31日（水）までの期間について、以下のとおり対応する。

(1) 開館時間

- ・東京都からの営業時間短縮（21時まで）の協力依頼を踏まえ、原則21時閉館とし、当該期間中の夜間区分の新規貸出停止を継続する。
- ・夜間区分で予約済みの貸出がある場合には、貸出部分のみの最小限の開館とする。
- ・吉祥寺美術館音楽室については、コピス吉祥寺の営業時間に準じて、3月28日までは20時までとし、3月29日から夜間区分（21時まで）の貸出を再開する。

(2) 利用条件

- ・施設の利用条件（定員）は、1月8日からの緊急事態宣言発出以前と同様とする（ホール・劇場・展示室は100%、練習室・音楽室・けいこ場は50%、会議室・和室・茶室等は基本的に100%で飲食を伴う場合のみ50%）。

(3) 貸出のキャンセル

- ・予約済みの貸出について、4月30日までの貸出をキャンセルする場合には、使用料を全額還付する（第57回対策本部会議にて決定済み）。

(4) 主催事業等

- ・文化事業団の主催事業は、当面の間、21時までに終了予定である。これに伴い、引き続き希望者へのチケット払い戻しには応じる。
- ・共催や提携等の事業については、共催者等との協議により個別に判断する。

2 コミュニティセンター

開館時間及び利用条件については、原則として、1月8日からの緊急事態宣言発出以前と同様の内容に変更する。変更の開始日については、各コミュニティ協議会における検討結果に基づき施設ごとに設定する。

3 芸術文化活動に関する支援の延長について

芸術文化活動に関する支援として、令和3年3月末までの期間で実施している劇場・ホール等の使用料の減額については、令和4年3月末までに延長する（劇場・ホール等の利用制限の有無に関わらず、公演、展覧会等の開催支援として、制度を継続する）。